ATENA 標準案/大間 保安規定 比較表

令和2年6月11日 電源開発株式会社

ATENA 標準案	電源開発 大間原子力発電所	ATENA 標準案との差異等説明
【第8章 施設管理(2019/10/8版)】	黄色マーカ:標準案からの内容変更箇所	
	(発電所・プラント固有の内容による差異、治	去令改正と同様の差異、単純な記載の適正化等を除く)
第8章 施設管理	第4章 施設管理	
(施設管理計画) 第N条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項 及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む 要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設 管理計画を定める。		
1. 施設管理の実施方針および施設管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。 (2) さらに、第N条の6に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。	改善を図るため,施設管理の現状等を踏まえ,施設管理の実施方針を定	「長期施設管理方針」は、運転開始後30年を経 過する日までに定めるため削除。
(3) 原子力部門は、施設管理の実施方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11.の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。	施設管理目標を設定する。また、11.の施設管理の有効性評価の結果、	
2. 保全プログラムの策定 原子力部門は、1. の施設管理目標を達成するため3. より10. からなる保全プログラムを策定する。 また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。	プログラムを策定する。	
3. 保全対象範囲の策定 原子力部門は、 <mark>原子力発電施設</mark> の中から、 <mark>各号炉毎に</mark> 保全を行うべき対象 範囲として次の各項の設備を選定する。	3. 保全対象範囲の策定 組織は、 <mark>原子炉施設</mark> の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の 設備を選定する。	「原子炉施設」に用語を統一。(以下,同様の差異理由は記載しない。) 大間は単号炉のため「各号機毎に」を削除。

ATENA 標準案	電源開発 大間原子力発電所	ATENA 標準案との差異等説明
TILIN 标华来	电燃剂尤一八间冰1刀尤电灯	AILM 宗年来とり左共寺恥り
(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備(3) 設置変更許可申請書および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を得た設備	確保及び維持が要求される機能を有する設備	
(4) <mark>多様性拡張設備^{*1} (○号炉および○号炉)</mark>	(4) <mark>自主対策設備^{*1}</mark>	BWRの許認可文書等で使用されている共通名称
(5) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備	(5)炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する 設備	「自主対策設備」と整合。(以下, 同様の差異理由 は記載しない。)
(6) その他自ら定める設備	(6) その他自ら定める設備	
※1: <mark>多様性拡張設備</mark> とは、技術基準上の全ての要求事項を満たすことや 全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント 状況によっては、事故対応に有効な設備	※1:本条において、自主対策設備とは、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。	
4. 施設管理の重要度の設定	4. 施設管理の重要度の設定	
原子力部門は、3.の保全対象範囲について <mark>系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)と</mark> 設計および工事に用いる重要度を設定する。 (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等	組織は、3.の保全対象範囲について、設計及び工事に用いる重要度を設定する。	設置の工事では、「点検に用いる重要度(保全重要度)」は設定しないため削除。 「点検に用いる重要度(保全重要度)」は、「核燃料物質を装荷する前まで」に規定する。
対処設備(〇号炉および〇号炉)に該当すること、および重要度分類指針の重要度に基づき確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。		
なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報,運転経験等を考慮することができる。 (3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。		
(4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備 (○号炉および○号炉) の該当有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。	(1)設計及び工事に用いる重要度は,原子炉施設の安全性を確保するため, 重大事故等対処設備の該当有無,重要度分類指針の重要度等を組み合わ せて設定する。(2)次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。	大間は単号炉のため「(〇号炉および〇号炉)」を 削除。
5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視 (1) 原子力部門は、保全の有効性を監視、評価するために4. の施設管理の 重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルおよび系統レベル	5. 保全活動管理指標の設定,監視計画の策定及び監視 (1)組織は,保全の有効性を監視,評価するために,施設管理目標の中で 保全活動管理指標を設定する。	保全プログラムの枠組みは規定するが,「プラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標」に

ATENA 標準案	電源開発 大間原子力発電所	ATENA 標準案との差異等説明
の保全活動管理指標を設定する。		ついては、「核燃料物質を装荷する前まで」に
プラントレベルの保全活動管理指標		いないため、これに係る記載を削除。
プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。		「核燃料物質を装荷する前まで」以前に用い
7000臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数		全活動管理指標は附則にて規定する。
7000臨界時間あたりの計画外出力変動回数		
工学的安全施設の計画外作動回数		
系統レベルの保全活動管理指標		
系統レベルの保全活動管理指標として、4.(1)の施設管理の重要度の		
ハ系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度		
高い系統機能ならびに重大事故等対処設備(○号炉および○号炉)に対		
て以下のものを設定する。		
予防可能故障(MPFF)回数		
非待機(UA)時間 ^{※2}		
※2: 非待機(UA) 時間については、待機状態にある機能および待機		
状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する(以		
下、本条において同じ)。		
原子力部門は、 <mark>以下に基づき</mark> 保全活動管理指標の目標値を設定する。ま	(2)組織は、保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10.の保全	
た、10.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標	の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行	
値の見直しを行う。	j.	
プラントレベルの保全活動管理指標		
プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設		
定する。		
系統レベルの保全活動管理指標		
予防可能故障(MPFF)回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針		
の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。		
非待機(UA)時間の目標値は、点検実績および第4章第3節(運転上		
の制限) 第〇条から第〇条で定める要求される措置の完了時間を参照し		
て設定する。		
原子力部門は、プラントまたは系統の供用開始までに、保全活動管理指	(3)組織は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監	
標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策	視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。	
定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含し	なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。	
たりる。なる、血腫の肉類のより効用に関することを含める。	なる。温忱可國には、可國の別別及し物同に因することを自める。	
原子力部門は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取お	(4)組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監	
よび監視を実施し、その結果を記録する。	視を実施し、その結果を記録する。	

(3) 原子力部門は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されているこ

電源開発 大間原子力発電所 ATENA 標準案との差異等説明 ATENA 標準案 附則(令和 年 月 日 号) 設置の工事にあたり、「核燃料物質を装荷する前 (核燃料物質を装荷する前までの経過措置) まで」は、「原子力事業者等における使用前事業 第3条 核燃料物質を装荷する前までは、第11条第5項を以下のとおり読み 者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に 替える。 係る運用ガイド」を踏まえ、設計建設段階におけ (1)組織は、保全の有効性を監視、評価するために、施設管理目標の中で る機能確保の状況を監視するための保全活動管 設置の工事における保全活動管理指標を設定する。 理指標を設定する。 a. 設置の工事における保全活動管理指標 工事の進捗に応じて実施する構築物、系統及び機器の使用前事業者検 **査が、計画のとおりに完了していることを指標として設定する。** (2)組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、 10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の 見直しを行う。 a. 設置の工事における保全活動管理指標の目標値 計画した使用前事業者検査が全て完了し、合格していること。 (3)組織は、設置の工事着手までに、保全活動管理指標の監視項目、監視 方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計 画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 (4)組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監 視を実施し、その結果を記録する。 6. 保全計画の策定 6. <mark>施設管理実施</mark>計画の策定 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規 (1) <mark>原子力部門は、3. の保全対象範囲に対し、以下の保全</mark>計画を策定する。 (1)<mark>組織</mark>は,3.の保全対象範囲に対し,以下の<mark>施設管理実施</mark>計画を策定 | 則」に従い,「施設管理実施計画」及び「特別な施 なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。 する。なお、<mark>施設管理実施</mark>計画には、計画の始期及び期間に関すること | 設管理実施計画」とする。(以下、同様の差異理由 を含める。 は記載しない。) a. 点検計画 (6. 1参照) 設置の工事では、「点検計画」は策定しないため b. 設計および工事の計画(6.2参照) a. 設計及び工事の計画(6.1参照) 削除。(以下、同様の差異理由は記載しない。) c. 特別な<mark>保全</mark>計画(6. 3参照) b. 特別な<mark>施設管理実施</mark>計画(6. 2参照) 「点検計画」の策定は,「核燃料物質を装荷する (2) 原子力部門は、<mark>保全</mark>計画の策定に当たって、4. の施設管理の重要度を (2)組織は、<mark>施設管理実施</mark>計画の策定に当たって、4.の施設管理の重要 前まで」に規定する。 勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10.の保全の有効 度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10.の保全の 性評価の結果を踏まえ<mark>保全</mark>計画の見直しを行う。 有効性評価の結果を踏まえ<mark>施設管理実施</mark>計画の見直しを行う。 a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験 a. 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験 b. 使用環境および設置環境 b. 使用環境及び設置環境 c. 劣化、故障モード c. 劣化, 故障モード d. 機器の構造等の設計的知見 d. 機器の構造等の設計的知見 e. 科学的知見 e. 科学的知見

設置の工事のうち「核燃料物質を発電所に搬入す

ATENA 標準案	電源開発 大間原子力発電所	ATENA 標準案との差異等説明
とを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。		る前まで」の段階では、「LCOを遵守した上で作業 条件等を設定する」、「安全機能を阻害する可能性 のある作業等を把握する」対象がないため削除。 これらは、「核燃料物質を装荷する前まで」に、段 階的に規定する。
 6. 1 点検計画の策定 (1) 原子力部門は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。 (2) 原子力部門は、構築物、系統および機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。 a. 予防保全 ① 時間基準保全 ② 状態基準保全 b. 事後保全 (3) 原子力部門は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。 		
a. 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 ① 点検の具体的方法 ② 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを 確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 ③ 実施頻度 ④ 実施時期 なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を 使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施す る場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じ て必要な事項を定める。		
b. 状態基準保全 ①設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。 i) 状態監視データの具体的採取方法 ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準 iii) 状態監視データ採取頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 ② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 i) 巡視点検の具体的方法		

ATENA 標準案	電源開発 大間原子力発電所	ATENA 標準案との差異等説明
ii)構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、		
評価方法および管理基準		
iii)実施頻度		
iv)実施時期		
v)機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の		
<mark>対応方法</mark>		
③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。		
i) 定例試験の具体的方法		
ii)構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを		
確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準		
iii)実施頻度		
iv)実施時期		
v)機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法		
c. <u>事後保全</u>		
事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、		
修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期		
<mark>を定める。</mark>		
(4) 原子力部門は、点検を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を		
発揮しうる状態にあることを事業者検査 ^{※○} により確認・評価する時期まで		
に、次の事項を定める。		
a. 事業者検査の具体的方法		
b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な		
事業者検査の項目、評価方法および管理基準		
c. 事業者検査の実施時期		
※〇:事業者検査とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検およ		
び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であ		
り、第N条の4による使用前事業者検査および第N条の5による定		
期事業者検査をいう(以下、本条において同じ)。		
6. 2 設計および工事の計画の策定 (1) F ストヴェル デオー	6. 1 設計及び工事の計画の策定	
(1) 原子力部門は、設計および工事を実施する場合は、あらかじめその方法		
および実施時期を定めた設計および工事の計画を策定する。また、安全		
上重要な機器等 <a>**3 の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に共ぶく。 <a>** の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に共ぶる。 <a>**		
令に基づく必要な手続き**4の要否について確認を行い、その結果を記録	要な手続き**2の要否について確認を行い,その結果を記録する。	いSA設備に対しても、法令に基づく必要な手続き
する。		がなされるよう、注記「※3」を削除。
(9) 原乙力郊間は、原乙烷拡乳に対する世田益点やな行る担合は、世田益点	(9) 知樂は、原子佐族塾に対する佐田帝古玲な行る担会は、佐田帝古松の	「
(2) 原子力部門は、原子炉施設に対する <mark>供用前点検</mark> を行う場合は、 <mark>供用前点 検</mark> の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた <mark>供用前点</mark>	(2)組織は、原子炉施設に対する <mark>使用前点検</mark> を行う場合は、 <mark>使用前点検</mark> の 方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた <mark>使用前点検</mark> の計画	
<mark> プ</mark> ツカ伝なりいにて41りい天旭頻及ねよい夫旭时期を足めた <mark>供用削点</mark>	カ伝型のにてもりの天地頻及及の天地时期を足のに <mark>使用用点使</mark> の計画	効 ず未 1 恢 1 、 体 4 ツ に め ツ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

保安規定 ATENA 標準案/大間 比較 ATENA 標準案 電源開発 大間原子力発電所 ATENA 標準案との差異等説明 検の計画を策定する。 を策定する。 イド」に従い、使用前点検とする。 (3) 原子力部門は、工事を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能 (3)組織は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮 を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検 し得る状態にあることを事業者検査^{※3}並びに事業者検査以外の検査及 事業者検査の定義「※3」を,「6.1設計及び工 査および試験(以下「試験等」という。)により確認・評価する時期まで び試験(以下、本条において「試験等」という。)により確認・評価す事の計画の策定」に記載。 に、次の事項を定める。 る時期までに、次の事項を定める。 a. 事業者検査および試験等の具体的方法 a. 事業者検査及び試験等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な b. 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要 事業者検査および試験等の項目、評価方法および管理基準 な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準 c. 事業者検査および試験等の実施時期 c. 事業者検査及び試験等の実施時期 ※3:安全上重要な機器等とは、「安全上重要な機器等を定める告示」に定 める機器および構造物をいう ※4:法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8(変更) ※2:本条において、法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条 の許可及び届出等)、第43条の3の9(設計及び工事の計画の認 の3の8 (変更の許可及び届出等)、第43条の3の9 (設計及び工事 可)、第43条の3の10(設計及び工事の計画の届出)および第4 の計画の認可)、第43条の3の10(設計及び工事の計画の届出)及 3条の3の11第3項(使用前事業者検査の確認申請)、ならびに電 び第43条の3の11第3項(使用前事業者検査の確認申請),並びに 気事業法第47条・第48条(工事計画)および第49条・第50 電気事業法第47条・第48条(工事計画)及び第49条・第50条(使

- 6.3 特別な<mark>保全</mark>計画の策定
- (1) 原子力部門は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。

条 (使用前検査) に係る手続きをいう

- (2) 原子力部門は、特別な<mark>保全</mark>計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
- a. 点検の具体的方法
- b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な 点検の項目、評価方法および管理基準
- c. 点検の実施時期
- 7. 保全の実施
- (1) 原子力部門は、6. で定めた<mark>保全</mark>計画にしたがって保全を実施する。
- (2) 原子力部門は、保全の実施に当たって、第N条の2による設計管理およ び第N条の3による作業管理を実施する。
- (3) 原子力部門は、保全の結果について記録する。

6.2 特別な<mark>施設管理実施</mark>計画の策定

用前検査) に係る手続きをいう。

り、第14条による使用前事業者検査をいう。

(1)組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。

※3:本条において、事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、

点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であ

- (2)組織は、特別な<mark>施設管理実施</mark>計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
- a. 点検の具体的方法
- b. 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要 な点検の項目, 評価方法及び管理基準
- c. 点検の実施時期
- 7. 保全の実施
 - (1)組織は,6.で定めた<mark>施設管理実施</mark>計画に従って保全を実施する。
 - (2)組織は、保全の実施に当たって、第12条による設計管理及び第13 条による作業管理を実施する。
 - (3)組織は、保全の結果について記録する。

ATENA 標準案	专证明文 十 <u>用</u> 匠了力攻委託	ATENA 標準案との差異等説明
ATENA 信华余	電源開発 大間原子力発電所	AIENA 保事業との左共寺説明
 8.保全の結果の確認・評価 (1)原子力部門は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期**5までに確認・評価し、記録する。 (2)原子力部門は、原子力施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、事業者検査を実施する。 (3)原子力部門は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期*5までに確認・評価し、記録する。 ※5:所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。 	系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮し得る状態にあることを、所定の時期*4までに確認・評価し、記録する。 (2)組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮し得る状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。 (3)組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期*4までに確認・評価し、記録する。	記載を適正化した。
9. 不適合管理、是正処置および未然防止処置 (1) 原子力部門は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa. およびb. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下のa. およびb. に至った場合には、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。 a. 保全を実施した構築物、系統および機器が所定の機を発揮しうることを確認・評価できない場合 b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合 (2) 原子力部門は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。 (3) 原子力部門は、(1)および(2)の活動を第3条に基づく改善措置活動に基づき実施する。	には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。 a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮し得ることを確認・評価できない場合 b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合 (2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。	記載を適正化した。
10. 保全の有効性評価 原子力部門は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、 保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (1) 原子力部門は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効 性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合 わせて行う。 a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績	 10.保全の有効性評価 組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (1)組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。 a.保全活動管理指標の監視結果 b.保全データの推移 	

ATENA 標準案	電源開発 大間原子力発電所	ATENA 標準案との差異等説明
c. トラブルなど運転経験	c. トラブルなど運転経験	で」は,「経年劣化の長期的な傾向監視の実績」,
d. 高経年化技術評価および定期安全レビュー結果		「高経年化技術評価」は考慮しないため削除。ま
e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ	d. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ	た,定期安全レビューは実施しないため削除。
f. リスク情報、科学的知見	e. リスク情報, 科学的知見	
(2) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機		(点検計画に係る記載は削除)
器の保全方式を変更する場合には、6.1に基づき保全方式を選定する。		
また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要		
度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。		
a. 点検および取替結果の評価		
b. 劣化トレンドによる評価		
c. 類似機器等のベンチマークによる評価		
d. 研究成果等による評価 (2) 原スカ郊朋は、伊久の左が歴記年のは思しての相関われば火悪しなるか	(の) 知効は、但人の左執歴証何の針用しての担拠及びと乗したて非常中央	
(3) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善 善内容について記録する。	(2)組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容 について記録する。	
告り分に「JV・C記録する。		
 1 1. 施設管理の有効性評価	11. 施設管理の有効性評価	
(1) 原子力部門は、10. の保全の有効性評価の結果および1. の施設管理	(1)組織は、10.の保全の有効性評価の結果及び1.の施設管理目標の	
目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有	達成度から, 定期的に施設管理の有効性を評価し, 施設管理が有効に機	
効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。	能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。	
(2) 原子力部門は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容	(2)組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容につい	
について記録する。	て記録する。	
12. 構成管理	1 2. 構成管理	
原子力部門は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。	組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。	
a.設計要件(第3条7.2.1に示す <mark>業務・機器等に対する</mark> 要求事項のう	(1) 設計要件(第4条7.2.1に示す <mark>個別業務等</mark> 要求事項のうち,「構	第4条の規定に合わせて、記載を適正化した。
ち、「構築物、系統、および機器がどのようなものでなければならない	築物, 系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要	
か」という要件を含む第N条の2で実施する設計に対する要求事項をい	件を含む第12条の設計に対する要求事項をいう。)	
5.)		
b. 施設構成情報(第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統、」	(2) 施設構成情報(第4条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統	
および機器がどのようなものかを示す図書、情報をいう。)	及び機器がどのようなものかを示す図書,情報」をいう。)	
c. 物理的構成(実際の構築物、系統、および機器をいう。)	(3)物理的構成(実際の構築物,系統及び機器をいう。)	
13. 情報共有	13. 情報共有	
原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資する	組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために	
ために必要な技術情報を、○○事業者連絡絡会を通じて他の原子炉設置者と	必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と情報共	
情報共有を行う。	有を行う。	

ATENA 標準案	電源開発 大間原子力発電所	ATENA 標準案との差異等説明
(設計管理) 第N条の2 原子力部門は、原子炉施設の工事を行う場合、第3条7.3の適用対象となる、設備、施設、ソフトウェアに関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。 2 原子力部門は、前項において第3条7.3適用の対象でないと判断した場合、工事対象設備の原設計を適用する。		設計管理プロセスに従い,記載を適正化した。(以下,同様の差異理由は記載しない。)
3 原子力部門は、第1項において <mark>第3条7.3適用の対象</mark> と判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。 (1) 保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項 (2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定および設置変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 4 前項における設計には、次条に定める作業管理および第N条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。	事項を満たす設計を第4条7.3に従って実施する。 (1)保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む,機能及び性能に関する要求事項 (2)「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定及び原子炉設置(変更)許可申請書の記載事項を含む,適用される法令・規制要求事項 (3)適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4)設計に不可欠なその他の要求事項	記載を統一した。
(作業管理) 第N条の3 原子力部門は、前条の設計に従い工事を実施する。 2 原子力部門は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止 (3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 供用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理 (7) 第7章に基づく放射線管理	次の事項を考慮した作業管理を行う。	
3 原子力部門は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第13条に		設置の工事のうち「核燃料物質を発電所に搬入する前まで」は、「設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な

and the Market		
ATENA 標準案	電源開発 大間原子力発電所	ATENA 標準案との差異等説明
4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができ、このとき、重要度の高い検査**○においては検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名し、その他の検査においては次の各号によらず必要な力量を有する者を指名する。 (1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。 (2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。 (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。 ※○: 重要度の高い検査とは、重要度分類指針におけるクラス1若しくは2の安全機能を有する設備又は常設重大事故等対処設備に対する検査であって、事後検証不可能な検査をいう。(以下、本条および次条において同じ、)		品質管理基準規則第48条第5項の要求事項を 満たすよう記載を適正化した。
査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実 施する。	5 検査実施責任者は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第17条第15号、第31条、第48条第1項及び第55条第7号への適合を確認するために実施する主要な耐圧部の溶接部に係る検査のうち、電気事業法第52条(溶接事業者検査)に相当する検査項目ごとの適合性の評価業務を、機械グループに行わせることができ、このとき、機械グループに次の各号を実施させるとともに、その妥当性を確認する。 (1)検査の実施体制を構築する。 (2)検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合していることを評価するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を、検査要領書として定め、それを実施する。 (3)検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 (4)検査に係る記録を管理する。 (5)検査に係る記録を管理する。 (5)検査に係る要員の教育訓練を行う。 6 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び第4項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。	グループに行わせることを規定し、その実施範囲 が明示的となるよう、電気事業法第52条を引用

能する。 (1) 検査整務に係る侵害を調率する場合、当該後務の供給者に対して管理 を行う。 (2) 検査に係る記録の管理を行う。 (3) 検査に係る記録の管理を行う。 (3) 検査に係る記録の管理を行う。 (4) 検査に係る記録の管理を行う。 (5) 検査に係る記録の管理を行う。 (5) 検査に係る記録の管理を行う。 (6) 検査に係る記録の管理を行う。 (7) 検査に係る記録の管理を行う。 (8) 検査に係る記録の管理を行う。 (8) 検査に関する規則に発子するものであることを定期に確認するための 世間主義者権差。以下、本条において「検査」という」を凝肪する。 (9) 検査を断定するとの意識の遺産理部審とは別の組織の審差、検査実施責 係者として指名する。 (3) 成立が優別の原子が施設が「実用発電用原金に関うる組織の うち、検査が優から原子が施設が「実用発電用原金に対して経過しない。 (4) 検索となる記憶の設備理理部審とは別の組織の審査、検査実施責 係者として指名する。 (5) 検査を関係を定め、それを実施する。 (6) 検査を関係を定め、それを実施する。 (7) 検査の原子が施設が、実用発電用原介の及びその財量態設の技権 基準に関する理則に、接合するこのであることを判断するために必要な 会査理目と、検査の同子が施設を検索え、検査対象の原子が施設が前方の基準に適合することを記述するために特別をの理と表さる。 (4) 検索と同ことの関係を対象の原子が施設を表達なる、検対象の原子が施設が前方の基準に適合することを記述判断する。 (5) をからな過去性機能を必要と検索なると表されの各部の情傷、家形、即転及び男常の発 生現を定めた施業を経過することのと解析の各部の情傷、家形、即転及び男常の発 生現を変を確定するために「分充方法	
第N条の5 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。 2 所長(ロ ○○部長、○○団等)は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要制書®を定め、それを実施する。 (3) 検査列書®を定め、それを実施する。 (4) 検査項目ごとの判定基準を定める。 (4) 検査項目ごとの判定基準を定める。 (4) 検査項目ごとの判定基準を定める。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。 ※各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。 事項を定めた検査実施要領書を定める。 事項を定めた検査実施要領書を定める。 事項を定めた検査実施要領書を定める。 事項を定めた検査実施要領書を定める。 本規な、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法。	
 衛基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業客検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。 2 所長 (or ○○部長、○○國等)は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要智書*を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則にご適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 (4) 検査項目ごとの判定基果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。 ※各ブラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。 a. 関係、分解、非破扱検査その他の各部の損傷、変形、摩飩及び異常の発生状況を確認するために十分な方法 	
 定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。) を統括する。 2 所長(or ○○部長、○○GM等)は、第 4 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 (4) 検査項目ごとの判定基果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。 ※各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。 a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法 	
2 所長 (or ○○部長、○○GM等) は、第4条に定める保安に関する組織の うち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者を、検査実施責 任者として指名する。 3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書*を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術 基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な 検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 (4) 検査項目ごとの判定基準を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基 準に適合することを最終判断する。 ※各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な 事項を定めた検査実施要領書を定める。 a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発 生状況を確認するために十分な方法	
うち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書*を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。 ※各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。 a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法	
任者として指名する。 3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書*を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。 ※各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。 a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法	
3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書**を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術 基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な 検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基 準に適合することを最終判断する。 ※各ブラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な 事項を定めた検査実施要領書を定める。 a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発 生状況を確認するために十分な方法	
(1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書*を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術 基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な 検査項目ごとの判定基準を定める。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基 準に適合することを最終判断する。 ※各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な 事項を定めた検査実施要領書を定める。 a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発 生状況を確認するために十分な方法	
(2) 検査要領書*を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術 基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な 検査項目ことの判定基準を定める。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基 準に適合することを最終判断する。 ※各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な 事項を定めた検査実施要領書を定める。 a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発 生状況を確認するために十分な方法	
(3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。 ※各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。 a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法	
基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な 検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。 ※各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。 a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法	
検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。 ※各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。 a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法	
(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。 ※各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。 a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法	
準に適合することを最終判断する。 ※各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な 事項を定めた検査実施要領書を定める。 a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発 生状況を確認するために十分な方法	
※各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な 事項を定めた検査実施要領書を定める。 a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発 生状況を確認するために十分な方法	
事項を定めた検査実施要領書を定める。 a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発 生状況を確認するために十分な方法	
a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発 生状況を確認するために十分な方法	
生状況を確認するために十分な方法	
4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることがで	
き、このとき、重要度の高い検査においては検査員として次の各号に掲げる	
事項のいずれかを満たすものを指名し、その他の検査においては次の各号	
によらず必要な力量を有する者を指名する。	
(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備	
管理部署とは別の組織の者。	
(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、	
当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者。	
(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。	
5 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検	
査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施す	
<mark>ခံ</mark> ့	

電源開発 大間原子力発電所	ATENA 標準案との差異等説明
	電源開発 大間原子力発電所